

役務仕様書

1 役務名

岡山市消防局消防用設備等点検及び防火設備点検

2 点検業務

(1) 前期点検（総合点検、機器点検及び防火設備点検）

ア 4 消防署、西消防署高松出張所・高松地域センター、航空隊、消防教育訓練センター総合訓練施設及び消防教育訓練センター水難救助訓練施設（計 8 か所）の消防用設備等の総合点検及び機器点検（防排煙制御設備の点検含む）

イ 北消防署、西消防署、中消防署、南消防署及び消防教育訓練センター水難救助訓練施設の特定建築物に係る防火設備点検

(2) 後期点検（機器点検）

4 消防署、西消防署高松出張所・高松地域センター、航空隊、消防教育訓練センター総合訓練施設及び消防教育訓練センター水難救助訓練施設（計 8 か所）の消防用設備等の機器点検

3 期間

(1) 前期点検（総合点検、機器点検及び防火設備点検）

令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

(2) 後期点検（機器点検）

令和 8 年 1 月 1 4 日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

4 点検場所

- (1) 北消防署（北区鹿田町二丁目4-1）
- (2) 西消防署（北区野殿西町427-1）
- (3) 中消防署（中区今在家地先）
- (4) 南消防署（南区浦安南町495-88）
- (5) 西消防署高松出張所・高松地域センター（北区高松原古才247）
- (6) 航空隊（南区浦安南町671-1）
- (7) 消防教育訓練センター総合訓練施設（中区桑野116-3）
- (8) 〃 水難救助訓練施設（南区浦安南町495-88 南消防署敷地内）

※西消防署については 4、5 階の消防情報通信センターも含む

5 業務内容

(1) 消防用設備等総合点検及び機器点検

上記署所全てに設置されている消防用設備等について、消防法第 1 7 条の 3 の 3、消防法施行規則第 3 1 条の 6 の規定ほか関連法令に基づく消防用設備等の総合点検及び機器点検を実

施するもの。（数量については別紙１・２参照）

点検後は、一般社団法人岡山県消防設備協会発行の点検済みシールを貼ること。

なお、本業務では消火器の内部点検及び機能点検、耐圧性能試験は行わない。

(2) 特定建築物に係る防火設備点検

上記署所のうち北消防署、西消防署、中消防署、南消防署及び消防教育訓練センター水難救助訓練施設に設置されている防火設備について、建築基準法第１２条の規定ほか関連法令に基づく防火設備の点検を実施するもの。（数量については別紙３参照）

なお、受託者に「防火設備検査員」がいない場合は、監督員と協議のうえ当該点検業務について「一部再委託届」を提出し、これを再委託することができる。

6 報告書

点検終了後、遅滞なく以下の書類を提出すること。

※すべて電子データでの提出でも可。

(1) 消防用設備等総合点検及び機器点検

前期点検完了後、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（様式）を各点検場所における管轄消防署の予防係に提出すること。消防署への提出方法は電子申請でも可とする。

また、消防署に提出した点検結果報告書と同じ報告書（管轄消防署の届出済印がないものでも可）を消防企画総務課へ各１部提出すること。

なお、後期点検時には、管轄消防署及び消防企画総務課への消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（様式）の提出は不要とする。

電子申請に関する詳細は下記ホームページを参照すること。

岡山市消防電子申請：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000036191.html>

(2) 特定建築物に係る防火設備点検

防火設備定期検査報告書（第三十六号の八様式）、報告概要書（第三十六号の九様式）及び検査結果図（別添１様式（Ａ３））を消防企画総務課へ各１部提出すること。

なお、検査結果図は、消防企画総務課が別途提供する図面（CADまたはPDFデータ）を基にして防火設備点検結果を明記すること。

(3) 点検報告書

前期点検及び後期点検完了後、点検場所ごとの点検結果に関する報告書（様式不問）を消防企画総務課へ各１部提出すること。

7 支払方法

前期点検完了後に契約額の５０％を支払い、残額はすべての業務完了後の支払いとする。

なお、端数が生じた場合は前期支払額に含めるものとする。

8 担当者

消防局 消防総務部 消防企画総務課

経理係 天野 (TEL : 086-234-9972)

9 その他

- (1) 実施日については事前に担当者と協議し、書面にて報告すること。
- (2) 業務にあたっては、安全対策に万全を期すとともに施設等に損壊などないようにすること。
特に緊急出動等の妨げにならないように十分注意すること。
- (3) 不明な点については、当局と協議の上実施すること。

[illegible]

[illegible]

[illegible]